

武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書
に係る覚書の一部改定について

鎌倉市と武田薬品工業株式会社とは、両者間の平成23年2月14日付「武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書に係る覚書」第2条第1項第2号に掲げる別表2につき、以下の改定理由に記載の法令改正後、当該法令改正に従った管理を行っているところ、今般当該法令改正を踏まえて、同条第2項に基づき、別表2に記載の基準の一部を見直した結果、別表2を別紙のとおり改める。

【改定理由】

1. 「下水道法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第332号。同年10月28日公布、同年11月1日施行）」により下水道法施行令第9条の4に掲げる1,1-ジクロロエチレンについての特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準が改正されたこと
2. 「下水道法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第148号。同年5月23日公布、同年5月25日施行）」により1,4-ジオキサンが下水道法施行令第9条の4の特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準に係る物質として追加されたこと

平成24年12月28日

鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市長 松尾 崇

大阪市中央区道修町四丁目1番1号

武田薬品工業株式会社

代表取締役社長 長谷川 閑史